

消費税の仕入税額控除

□仕入税額控除の取扱い

消費税の仕入税額控除については、課税売上割合が95%以上の場合には、課税仕入に係る消費税の全額を控除することができますが、課税売上割合が95%未満の場合には、課税売上に対応する部分しか控除することができません。

なお、課税売上割合とは、その課税期間中の課税売上の額と非課税売上の額の合計額に占める課税売上の額の割合をいいます。

□課税売上割合 95%未満の場合

課税売上割合が95%未満の場合には、課税仕入に係る消費税のうち課税売上に対応する部分としてあん分した額を控除することになりますが、あん分は、個別対応方式と一括比例配分方式のいずれかの方式によって行うことになっています。

□個別対応方式

個別対応方式では、課税仕入に係る消費税について、次の3つに分類します。

- ① 課税売上上のみに対応する仕入に係る消費税
- ② 非課税売上上のみに対応する仕入に係る消費税
- ③ 課税売上と非課税売上とに共通する仕入等に係る消費税

そして、仕入税額控除対象となるのは、①の全額と③に課税売上割合を乗じて計算した額となります。②については、一切控除することができません。

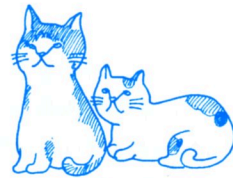
□課税売上上のみに対応する仕入

課税売上上のみに対応する仕入とは、たとえば、そのまま他に譲渡される課税資産、課税資産の製造用のみ消費し、または使用される原材料、容器、包紙、機械装置、工具、器具、備品等、課税資産に係る倉庫料、運送費、広告宣伝費、支払手数料、または支払加工賃などをいいます。

また、非課税売上上のみに対応する仕入とは、たとえば、販売用の土地の造成に係る課税仕入、賃貸用住宅の建設に係る課税仕入などをいいます。



○日本では英語のレディス アンド シェントルメンを紳士淑女と訳し、男性の方を先に持ってきている。父母、男女、夫婦など、男性と女性と一緒に称する場合には、たいてい男性が先になる。しかし、昔はそうでもなかった。「めおと」のめは妻 女のこと、おとは夫・男のこと。その昔、いもせ(妹背)のいもは妻、せは夫で古くは女性優先であった。



す。

□一括比例配分方式

一括比例配分方式については、個別対応方式に対する簡便的な処理方法として、課税仕入に係る消費税を3種類に分割することなく、その合計額に対して、一括して課税売上割合を乗じて計算した額を仕入税額控除の対象とすることになります。

□方式の選択

個別対応方式と一括比例配分方式については、事業者が任意に有利な方を選択することができます。

しかも、簡易課税制度の選択のように事前に(その課税期間開始の日の前日までに)選択する必要はなく、消費税の確定申告をする際に選択することができます。

ただし、一括比例配分方式を選択して申告した場合には、原則として2年間以上継続して適用した後でなければ、個別対応方式に変更することができないことになっています。

これに対して、個別対応方式については、継続して適用することは求められていませんので、いつでも一括比例配分方式に変更することができます。